

使用開始日 2017.12.18

投資信託説明書(交付目論見書)

# SBI 日本株4.3ブル

追加型投信/国内/株式/特殊型(ブル・ベア型)



商品分類				属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
追加型	国内	株式	特殊型(ブル・ベア型)	その他資産(株価指数先物取引)	年1回	日本	ブル・ベア型

商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行う「SBI 日本株4.3ブル」の募集については、発行者であるSBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2017年12月1日に関東財務局長に提出しており、2017年12月17日にその効力が生じております。

- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページに掲載しています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者のご意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

委託会社: SBIアセットマネジメント株式会社  
 (ファンドの運用の指図等を行います。)  
 金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第311号  
 設立年月日:1986年8月29日  
 資本金:4億20万円  
 運用する投資信託財産の合計純資産総額:2,829億13百万円  
 ※2017年10月末日現在

受託会社:みずほ信託銀行株式会社  
 (ファンド財産の保管・管理等を行います。)

<照会先>  
**SBIアセットマネジメント株式会社**

- ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>
- 電話番号 03-6229-0097  
 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

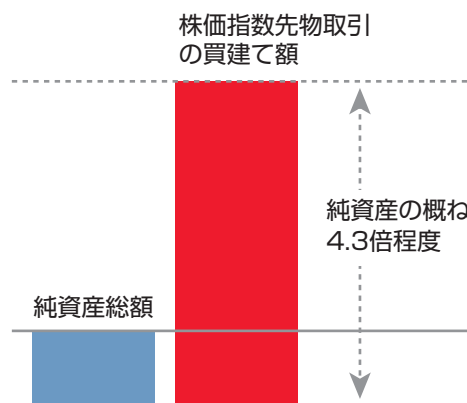
本ファンドは、わが国の公社債に投資するとともに、株価指数先物取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の値動きの概ね4.3倍程度となる投資成果を目指して運用を行います。

## ファンドの特色



本ファンドは、わが国の公社債に投資するとともに、株価指数先物取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きがわが国の**株式市場全体の値動きの概ね4.3倍程度**となる投資成果を目指して運用を行います。

(イメージ図)



- ・利用する株価指数先物取引の種類は、流動性、効率性等を勘案して決定します。
- ・追加設定、解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、既存受益者と新規受益者の公平性を維持するために、原則として、当日中に株価指数先物取引を買建てもしくは転売するものとします。この結果、株価指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額の4.3倍程度にならないことがあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

## ファンドの仕組み



## 分配方針

毎決算時(年1回毎年12月5日。休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として以下の方針により、分配を行います。

- ◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)の全額とし、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。また、将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

## 主な投資制限

- ◆ 株式への投資割合には制限を設けません。
- ◆ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ◆ 外貨建資産への投資は行いません。



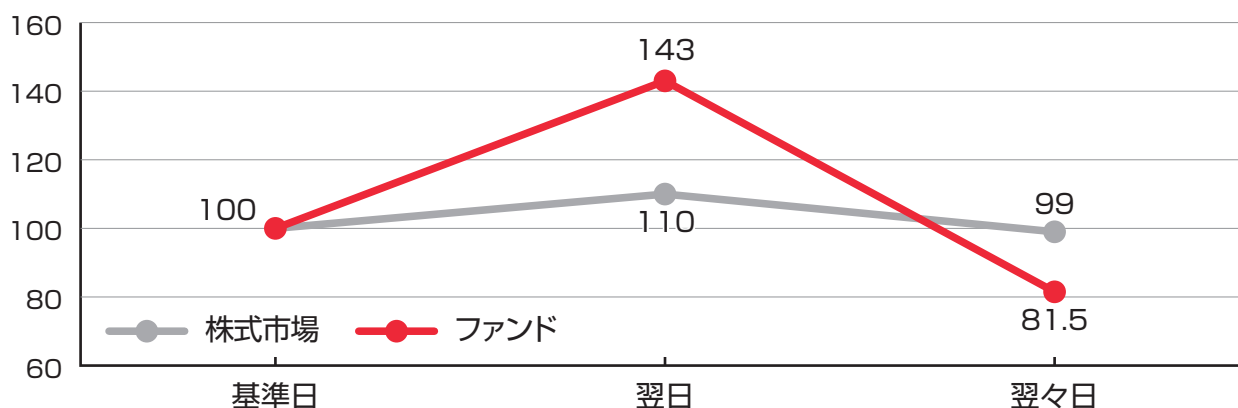
## 基準価額の変動にかかる留意事項

1. 日々の基準価額の値動きがわが国株式市場全体の値動きの「概ね4.3倍程度」となることを目指して運用を行います。ファンドの保有期間が2日以上となった場合の投資成果は、同期間中のわが国の株式市場全体の値動きと比較し「概ね4.3倍程度」とはなりません。

(例) 株式市場が基準日の翌日に10%上昇し、翌々日に前日比で10%下落した場合

基準日と翌々日と比較すると、株式市場が1.0%の下落に対して、ファンドは18.5%の下落となり、「概ね4.3倍程度」とならないことがわかります。

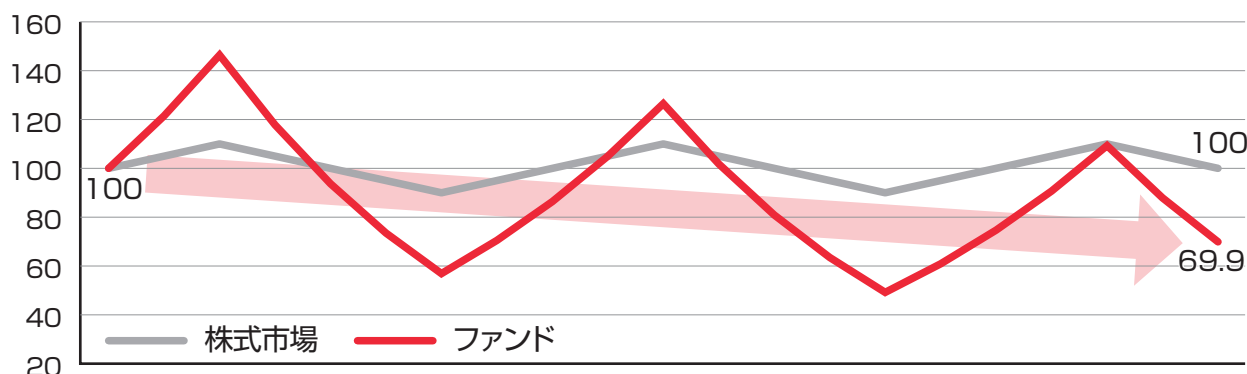
	基準日	翌日		翌々日		基準日と翌々日の比較
株式市場	100	+10%	110	-10%	99	-1.0%
ファンド	100	+43%	143	-43%	81.5	-18.5%



2. わが国の株式市場が上昇と下落を繰り返しながら動いた場合は、保有期間が長くなるほど基準価額が押し下げられる傾向となります。

(例) 株式市場の基準日を100とし、その後、上・下10の幅で上昇と下落を20日間繰り返した場合

ファンドの投資成果は、株式市場が基準日と同じ100となった場合でも、69.9と大きく押し下げられることがわかります。

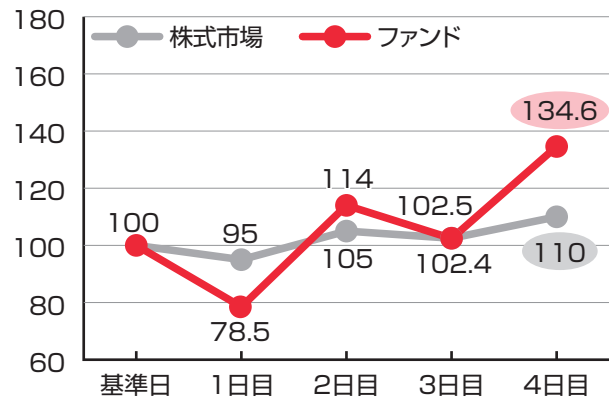
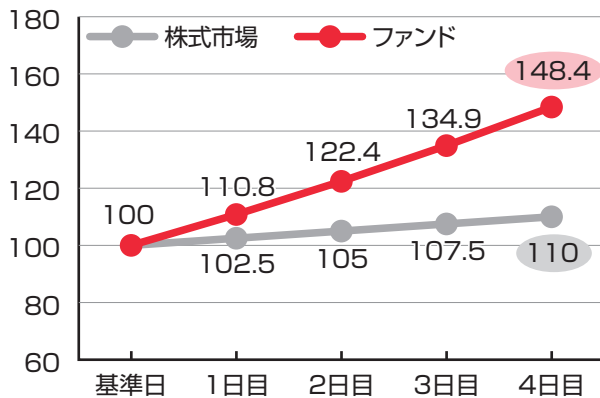


- ・ 上記はわが国の株式市場全体の値動きと基準価額の値動きの関係を理解いただくための例であり、実際の値動きを示すものではありません。また、わが国の株式市場全体の値動きに対し4.3倍程度の値動きをすることや一定の運用成果を保証するものではありません。
- ・ 上記数値は、表示単位未満を四捨五入しております。

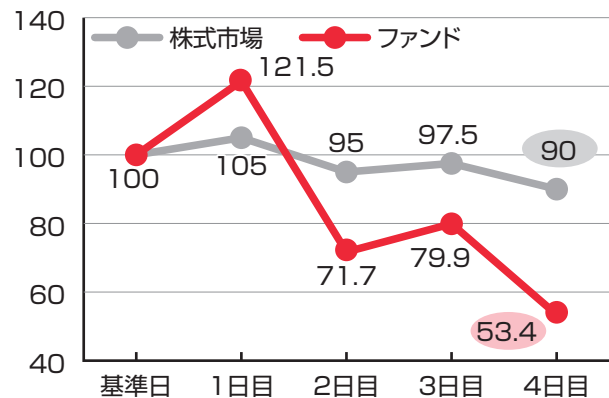
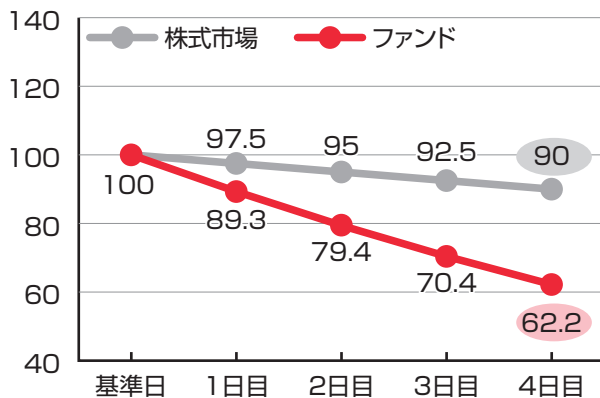
## 〈追加的記載事項〉

3. わが国の株式市場が一方向に動き続けた場合と、上昇と下落を繰り返しながら推移した場合を比較すると、上昇と下落を繰り返しながら推移した場合の方が投資成果が劣後することが分かります。

(例) 株式市場が一方向に上昇を続けた場合と、上昇と下落を繰り返しながら上昇した場合  
4日目に株式市場がともに110となった場合でも、ファンドはそれぞれ「148.4」、「134.6」と上昇と下落を繰り返しながら上昇した場合の方が投資成果が劣後することが分かります。



(例) 株式市場が一方向に下落を続けた場合と、上昇と下落を繰り返しながら下落した場合  
4日目に株式市場がともに90となった場合でも、ファンドはそれぞれ「62.2」、「53.4」と上昇と下落を繰り返しながら下落した場合の方が投資成果が劣後することが分かります。



・ 上記はわが国の株式市場全体の値動きと基準価額の値動きの関係を理解いただくための例であり、実際の値動きを示すものではありません。また、わが国の株式市場全体の値動きに対し4.3倍程度の値動きをすることや一定の運用成果を保証するものではありません。  
・ 上記数値は、表示単位未満を四捨五入しております。

4. 日々の基準価額は、株式市場の値動きの「ちょうど4.3倍」になるとは限りません。  
その主な要因は次の通りです。

- ◆ わが国の株式市場の値動きと、利用する株価指数先物の値動きとの差
- ◆ 追加設定及び解約に対応した株価指数先物取引の約定価格と終値の差
- ◆ 株価指数先物取引をロールオーバーする過程における、限月の異なる先物間の価格差の変動
- ◆ 信託報酬・監査費用・売買委託手数料・法定開示資料作成費用などの負担
- ◆ 株価指数先物の最低取引単位の影響
- ◆ 配当利回りと短期金利の差





## 基準価額の変動要因

本ファンドは、株価指数先物、国内の債券や短期金融商品を主要投資対象とし、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きに対して概ね4.3倍程度となることを目指して運用を行います。**株価指数先物の価格の変動により、基準価額が下落し、非常に大きな損失を被ることがあります。**したがって、投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を大きく割込むことがあります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様には帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

## 主な変動要因

価格変動リスク	一般に株価指数先物取引の価格は、国内及び国外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。本ファンドにおいては、株価指数先物取引の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、非常に大きな損失が発生するリスクがあります。また、公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあり、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、本ファンドの基準価額が下落する要因となります。
流動性リスク	有価証券等を売買しようとする場合、流動性が乏しいために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクがあります。特に流動性の低い有価証券等を売却する場合には、その影響を受け本ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
目標とする投資成果が達成できないリスク	株式市場全体の値動きに対して次のような要因により目標どおりの投資成果が達成できないリスクがあります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株価指数先物と株式市場全体の値動きの差</li> <li>・ 追加設定・解約の発生による運用資金の大幅な変動</li> <li>・ 日々の追加設定・解約などに対応した株価指数先物取引の約定価格と終値の差</li> <li>・ 売買の際の売買委託手数料などの負担</li> <li>・ 先物市場の流動性が不足した際の売買対応や必要な取引数量のうち全部または一部取引不成立の影響</li> <li>・ 先物の限月交代に対応する場合</li> </ul>
換金性等が制限されるリスク	主として、以下のような状況が発生した場合には、換金の受付を中止または取消しさせていただきます場合があります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株価指数先物取引について、当該取引にかかる金融商品取引所の当日の立会いが行われないとき、または停止されたとき。</li> <li>・ 株価指数先物取引について、当該取引にかかる金融商品取引所の当日の立会い終了時における当該取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。</li> <li>・ 金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき。</li> </ul>

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- ・ 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・ 純資産総額を超える損失を回避するため、オプション取引を活用する場合があります。
- ・ 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・ 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・ 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

## リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っております。なお、デリバティブ取引については、社内規則に基づいて投資方針に則った運用が行われているかを日々モニタリングを行っています。

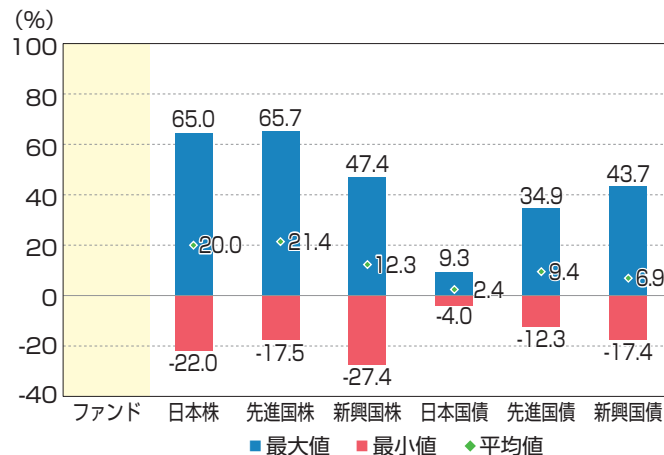
## 参考情報

### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

本ファンドは、2017年12月19日より運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

代表的な資産クラス：2012年11月～2017年10月



- \*「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。ただし、ファンドの運用は、2017年12月19日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- \*代表的な資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

#### 〈代表的な資産クラスの指数〉

- 日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
  - 先進国株……MSCI KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
  - 新興国株……MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
  - 日本国債……NOMURA-BPI国債
  - 先進国債……シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
  - 新興国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
- (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

#### 〈著作権等について〉

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
- MSCI KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。
- シティ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが開発し、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。



本ファンドの運用は、2017年12月19日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

## 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

該当事項はありません。

## 主要な資産の状況

該当事項はありません。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)

該当事項はありません。

※本ファンドにはベンチマークはありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは、販売会社でご確認いただけます。  
ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

## お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳細は販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額となります。 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳細は販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の基準価額とします。
換金代金	換金請求受付日から起算して4営業日目以降のお支払いとなります。
申込締切時間	原則として、午後2時50分までに販売会社経由での委託会社に対する申込みに関する事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 したがって、販売会社の申込締切時間は、午後2時50分より前になります。受付時間は販売会社によって異なりますので販売会社にお問い合わせ下さい。 なお、当該受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の受付分として取扱います。
購入の申込期間	当初申込期間:2017年12月18日(月) 継続申込期間:2017年12月19日(火)~2019年3月5日(火) ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	以下に該当する場合には、委託会社の判断で当日分の購入・換金の受付を中止または取消しとさせていただきます場合があります。 ①株価指数先物取引について、当該取引にかかる金融商品取引所の当日の立会いが行われないとき、または停止されたとき。 ②株価指数先物取引について、当該取引にかかる金融商品取引所の当日の立会い終了時における当該取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。 ③金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき。
信託期間	2020年12月4日(金)まで(設定日:2017年12月19日(火)) 信託期間の延長が有利であると認めるときは、信託期間を延長する場合があります。
繰上償還	受益権の口数が3億口を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	原則として、毎年12月5日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
信託金の限度額	1,000億円
公 告	委託会社が投資者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。
運用報告書	ファンドの毎決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合には、変更となる場合があります。





## ファンドの費用

### ■ 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込金額に <b>2.16%(税込)</b> を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。	購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価
信託財産留保額	かかりません。	—

### ■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に <b>年0.9504%(税抜0.88%)</b> を乗じて得た金額とします。運用管理費用(信託報酬)の配分は下記の通りとします。なお、当該報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。			
	信託報酬 (運用管理費用)	<b>年0.9504% (税抜0.88%)</b>	信託報酬＝運用期間中の基準価額× 信託報酬率	
	内訳	委託会社	<b>年0.594% (税抜0.55%)</b>	ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価
		販売会社	<b>年0.324% (税抜0.30%)</b>	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
受託会社		<b>年0.0324% (税抜0.03%)</b>	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価	
その他の費用 および手数料	ファンドの監査費用、有価証券売買時の売買手数料、信託事務の諸費用、目論見書・有価証券届出書・有価証券報告書・運用報告書作成などの開示資料の作成、印刷にかかる費用及びこれらに対する税金をファンドより間接的にご負担いただきます。監査費用を除き運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。			

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税*及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び 償還時	所得税*及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

※復興特別所得税を含みます。

- ・上記は2017年10月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合

NISA及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・法人の場合は上記とは異なります。

- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。





